

医療機関の勤務環境の改善に関する取組【長崎県】(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業名	概要
勤務環境の改善・向上	長崎社会保険労務士会 【TEL:095-821-4455】	医療労務管理相談コーナー(長崎労働局委託事業)【専用電話:095-893-8078】	人事・労務管理の専門家である医療労務管理アドバイザーが医療機関等を訪問し、勤務環境の改善・向上に向けた相談、助言等を無料で実施します(電話による相談も可)。また、勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関の好事例を収集し、普及を図ります。
	厚生労働省長崎労働局 職業安定部職業対策課 【TEL:095-801-0042】	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)	雇用管理制度(評価・処遇改善、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。
		人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース)	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成します。
	厚生労働省長崎労働局 労働基準部健康安全課 【TEL:095-801-0032】	受動喫煙防止対策助成金	職場で受動喫煙を防止するために、喫煙室等の設置・改修(喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上の基準を満たすもの等)を行う中小企業事業主に対し、その経費の2分の1(飲食店を営んでいる事業場は3分の2)、上限額は100万円(ただし、喫煙室の単位面積当たりの上限額60万円/㎡、喫煙室以外は40万円/㎡)を助成します。
	厚生労働省長崎労働局 雇用環境・均等室 【TEL:095-801-0050】	両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	職員等の子のための保育施設を設置・運営する事業主に費用の一部を助成します。新規計画の認定申請受付は停止中で、認定分のみ継続して支給します。
		両立支援等助成金 (出生時両立支援コース(男性の育児休業))	男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (出生時両立支援コース(育児目的休暇))	子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる休暇制度を導入し、男性が取得しやすい職場環境づくりを行い、男性に育児目的休暇を取得させた事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を作成し、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(代替要員確保時))	育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に一定金額を助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(育児取得時・職場復帰時))	育児復帰支援プランを策定・導入し、対象労働者が育休を取得した場合及び当該育休取得者が原職等に復帰した場合に事業主に一定金額を助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(職場復帰後支援))	育休からの復帰後、仕事と育児の両立が困難な時期にある労働者のため、法を上回る「子の看護休暇」または「保育サービス費用補助制度」の新たな制度導入などの支援に取り組み、一定の利用実績があった事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児または介護を理由にして退職した者が、就業が可能になった時に復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に一定金額を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、月あたり及び年間の時間外労働時間数の上限設定を行って労働基準監督署へ届け出た中小企業事業主に、目標達成状況に応じてその費用の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (勤務間インターバルコース)	勤務間インターバル制度が未導入または一部導入している中小企業事業主が、新たに制度導入または導入対象労働者の範囲を拡大した場合にその費用の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	①年次有給休暇の年間平均取得日数の4日以上増加、及び所定外労働時間数の5時間以上削減を目指す中小企業事業主に対して達成状況に応じてその費用の一部を助成します。 ②特例対象事業場(法定労働時間週44時間)で、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする中小企業事業主に対してその費用の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (団体推進コース)	3事業主以上で構成する事業主団体等で、時間外労働の削減又は賃金引き上げに向けた改善事業に取り組み、構成事業主の過半数にその取組または取組結果を活用する中小企業事業主団体等に対してその費用の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入する、または継続活用する中小企業事業主に対してその費用の一部を助成します。 【申請先】テレワーク相談センター 【所在地】東京都千代田区神田駿河台1-8-11 TEL:0120-91-6479(フリーダイヤル)
	業務改善助成金	事業場内の最低賃金を引き上げ(引上げ額30円、40円の2コースあり)、生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステムの導入など)等を行った中小企業事業主に対して、その費用の一部を助成します。	
	長崎県福祉保健部医療人材対策室 医師確保推進班 医療勤務環境改善支援センター 【TEL:095-895-2425】	医療勤務環境改善支援センター	医療従事者の勤務環境改善、ワークライフバランスに関する普及啓発を図ります。また、医療経営の専門家・労務管理の専門家が、医療機関に対し、勤務環境の改善に向けた相談・助言等を無料で実施します。
		医療勤務環境改善研修会	医療従事者の勤務環境改善への取組を促進するため、「医療勤務環境改善マネジメントシステム」を導入した具体的な取組事例の発表や、ワークライフバランスに関する講演を実施します。
		医療勤務環境改善支援事業補助金	「医療勤務環境改善マネジメントシステム」に基づいて勤務環境改善に取り組む医療機関に対し、取組にかかる費用を助成します。
	長崎県福祉保健部医療人材対策室 医師確保推進班 【TEL:095-895-2421】	女性医師等就労支援事業	女性医師等が、結婚、出産、子育て、介護等のライフイベントにより離職することを防止し、復職を支援する為に、長崎大学病院メディカルワークライフバランスセンターにおいて、医師の子育てを支える保育サポーターの派遣や相談窓口を含めた総合的な取り組みを実施しています。
(公社)長崎県看護協会 【TEL:0957-49-8050】	看護職の労働安全衛生に関する取組	夜勤交代制勤務環境、メンタルヘルス、ハラスメント対策、労働に伴う種々の健康リスクの防止などに関する調査の実施、会員等への情報提供、相談等を実施します。	
	看護職の賃金・給与に関する取組	看護職の賃金に関する情報提供 日本看護協会作成「看護職の賃金モデル」等の情報提供、社会保険労務士の紹介等を実施します。	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
多様な働き方が可能な環境の整備	長崎県看護キャリア支援センター 【TEL:0956-23-8207】	多様な勤務形態導入促進研修事業	個々のライフワークに対応した就業の継続がしやすい職場環境づくり、整備に向けての基本知識、具体的な取り組み等について理解・確認し、看護職員の就業確保・定着につなげます。
	(公社)長崎県看護協会 【TEL:0957-49-8050】	WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する取組	WLB取り組み施設への支援(委員等の現地派遣や電話訪問による相談支援等) 参加施設のワークショップ開催(他施設への公開) フォローアップ等を、実施します。
就業の促進	ハローワーク長崎 【TEL:095-862-8609】	「人材確保対策コーナー」による無料相談	福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
		求人充足プラン策定支援(福祉分野)	福祉分野求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援の実施を行います。
	長崎マザーズコーナー 【TEL:095-829-5254】	「マザーズコーナー」による無料相談	子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供などの就職支援を実施いたします。
	ハローワークプラザ佐世保マザーズコーナー 【TEL:0956-24-0810】		
	ハローワーク諫早マザーズコーナー 【TEL:0957-21-8609】		
	ハローワーク大村マザーズコーナー 【TEL:0957-52-8609】		
	長崎県福祉保健部医療人材対策 看護師確保推進班 【TEL:095-895-2423】	病院内保育所運営事業	病院内保育所運営に係る費用を助成します。
		新人看護職員研修事業	新人看護職員の研修実施に係る費用を助成します。
	(公社)長崎県看護協会(長崎県ナースセンター) 【TEL:0957-49-8060】	ナースセンター事業	看護職員の就業相談及び就業斡旋(無料職業紹介事業)、看護職の届出制度による離職した看護職のスムーズな再就職と生涯にわたるキャリア継続への支援、看護の普及啓発、進路相談等を、実施します。
	長崎県看護キャリア支援センター 【TEL:0956-23-8207】	キャリア支援事業 ナースセンター事業	看護職員の就業相談及び就業斡旋(無料職業紹介事業)、未就業看護職員に対する再就業のための研修、進路相談 等を、実施します。
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省長崎労働局 職業安定部職業対策課 【TEL:095-801-0042】	キャリアアップ助成金	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
		人材開発支援助成金	雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。
	長崎県看護キャリア支援センター 【TEL:0956-34-0222】	看護職員研修事業	看護師の質の向上、院内教育体制の整備・充実に向けての事業を、実施します。
	(公社)長崎県看護協会(研修センター) 【TEL:0957-49-8057】	看護職員研修事業	看護職員の自己啓発と能力拡大のための教育研修を実施します。
その他	長崎県働き方改革推進支援センター 【TEL:0120-168-610(フリーダイヤル)】 【所在地:長崎市五島町3-3-2F】	働き方改革推進支援事業	勤務環境の改善等働き方の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じています。
		次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を策定し、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマークの取得)	次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を策定し、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。認定企業は、認定マークを商品や広告、求人票などに付すことができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながる事が期待できます。
	厚生労働省長崎労働局 雇用環境・均等室 【TEL:095-801-0050】	女性活躍推進法に基づき厚生労働大臣の認定(えるぼしマークの取得)	女性活躍推進法に基づき行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。認定企業は、認定マークを商品や広告、求人票などに付すことができ、女性活躍推進企業として優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながる事が期待できます。
		均等・両立推進企業表彰(均等推進企業部門) (ファミリー・フレンドリー企業部門) パートタイム労働者活躍推進企業表彰	女性の能力発揮を促進するために、または仕事と育児・介護を両立するために他の模範ともいふべき取組を推進し、その成果が認められる企業、または他の模範となるパートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業を表彰する制度(厚生労働大臣表彰)で、表彰によりその取組が広く周知され、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながる事が期待できます。